


1 協働についての基本的な考え方

(1) なぜ、協働が必要なのか


市民ニーズの多様化や社会の変化に 대응するため、地域の多様な主体（協働のパートナー）が共に公共の担い手として地域の課題を解決し、市民サービスの向上を図り、暮らしやすいまちをつくる必要があります。

そこで、地域の課題解決のカギとなるのが「協働」なのです！

 **地方分権社会を迎え、独創性や安定性のあるまちづくりに協働は欠かせないから。**

 地方分権一括法の施行から20年。この間、多くの事務、権限が国から地方公共団体へ移り、地域の実情にあったサービスを提供できるようになりました。つまり、地方公共団体自らが一層努力し、己の力をつけていかねばならず、地域の多様な主体との情報共有を進める等、これまでの発想や行動からの転換が必要になりました。地域の多様な主体と行政が互いの力を出し合い、独創性や安定性のあるまちづくりを進めるうえで、協働が求められています。

 **複雑・多様化する市民ニーズに 대응するため、豊かな地域力・市民力が必要だから。**

 少子高齢化への対応、地域福祉の増進、子どもの見守り、防犯・防災、子育て世帯、高齢者や障害者への支援、ごみ問題への対応、まちの魅力、教育の充実、文化・伝統の継承等、市の変化、市民一人ひとりの価値観の変化等に伴い、市民ニーズは複雑・多様化しています。こうした市民ニーズに行政だけで対応していくことが難しくなっている一方で、市内では、地域の課題解決を目指す多様な地域の主体が熱心に活動しています。複雑・多様化する市民ニーズに 대응し、市民の幸福度を高めるためには、行政と地域力豊かなコミュニティと専門性ある多様な主体とが協働することが必要です。

(2) 協働の定義

協働とは、より豊かなまちづくりのために、地域の多様な主体と行政が

1. 相互に対等な関係のもと
2. 互いの特性[※]や立場を十分理解し認め合いながら
3. 共通する課題の解決や目標の実現に向け協力し
4. 単独では生み出せない効果を発揮し、質の高いサービスを市民に提供できることをいいます。

※ 地域の多様な主体と行政の特性は、おおむね次のように整理できると考えられます。

地域の多様な主体…自発性、先駆性、専門性、機敏性、個別性 等

行政…平等性、公平性、継続性、安定性 等

Column

「協働」とは何か？

「協働」は、各自治体のまちづくり施策の現場で使われるようになった事業を進める仕組みで、一般的に地域の課題解決のために地域の多様な主体や行政が、情報共有し、互いに連携・協力することを言います。



協働は、例えば以下のように定義されています。

● 協働とは、「異種・異質の組織」が、「共通の社会的な目的」を果たすために、「それぞれのリソース（資源や特性）」を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して共に働く」こと。
(認定NPO法人日本NPOセンター)

● ある共有された目的を達成するために力を合わせるのが「共同」「協同」なのに対して、目的がびたり一致しているわけではなく思いの込め方にも違いはあるが、とりあえずできるところでいっしょにやりましょうという感覚でおこなわれるのが「協働」だということになるだろうか。そうだとすれば、「協働」がどうやらもう一つの流行りことば「新しい公共」と響きあっているらしいことも、合点がゆく。

(鷲田清一、『「自由」のすきま』,角川学芸出版, (2014))

(3) 協働に適した事業とは

協働に適した事業とは、行政が単独で実施するよりも、地域の多様な主体と実施した方が、相乗効果が期待でき、質の高い市民サービスが実現できる事業のことを指します。

かつては行政が担っていた分野でも、時代や社会の変化に応じて民営化している事業もあります。社会状況等によって協働の領域も変わるため、現在は行政が単独で実施している事業でも協働の実施を検討することが大切です。

Check

協働に適した事業（例）

- ・先駆的な事業
 - ・地域の特性を熟知した主体と共に実施する地域に根ざした事業
 - ・個々の実情に則した事業
 - ・時流に沿ったタイムリーな事業
 - ・多くの市民の参加や協力を求めるような事業
 - ・ある分野において専門性、当事者性が必要な事業
- 等が協働に適した事業として考えられます。

(4) 協働の効果

地域の課題解決のため、協働で事業が取り組まれたとき、以下のことが実現できます。

地域の多様な主体がパワーアップし、まち全体が元気に。

異なる地域の主体同士が協働する場合、会議の進め方一つをとっても方法が異なります。はじめは互いの進め方に慣れず、戸惑うこともあるかもしれません。しかし、異なる視点から事業をみつめ、対話を重ねながら、協働で事業を実施することで、ノウハウ、新たな考え方、ネットワーク等といった何らかの実りを得ることができ、地域の多様な主体がパワーアップするきっかけになります。

共に支え合う市民意識の向上が期待できます。

地域において協働で事業が盛んに取り組まれると、地域の多様な主体の活性化が図られます。地域の多様な主体の活動が活発になり、協働の事業に参加する市民が増えると、市民の社会参加の機会増加につながります。市民の社会参加の機会が増えることで、まちづくりを「我がこと」として捉え、市政や公共サービスに関心を持つ市民が増え、共に支え合う市民意識の向上が期待できます。

複雑・多様な市民ニーズに対応できます。

複雑・多様化した市民ニーズに行政だけで対応することは困難になりつつあります。しかし、地域の多様な主体のもつ知恵と力を結集し、掛け合わせ、協働で事業を実施することで、行政単独で実施するよりも、さらに市民ニーズに対応した、充実した市民サービスを提供できるようになります。

職員の市民感覚がより醸成されます。

職員は、協働で事業を実施し、市民、地域の多様な主体とのコミュニケーションを重ねていく中で、市民感覚がより醸成されます。市民感覚がより醸成された職員は、より広い視野を持つと共に市民の立場に立ち、ニーズを捉えた判断や迅速に行動に移すことができる等、何事にも柔軟にスピード感をもって対応できるようになります。

それぞれの地域の主体の立場で協働の効果を考えてみると…

市民	地域の多様な主体	行政
<ul style="list-style-type: none">・共に支え合う意識の向上・市政への関心の高まり・多様できめ細やかなサービスの享受	<ul style="list-style-type: none">・それぞれの目標達成・知名度や信頼度の向上・組織基盤の安定化、自立化・新たな活動領域の拡大	<ul style="list-style-type: none">・質の高い市民サービスの提供・効果的な行財政運営の確立・地方分権の進展に伴った独創性や安定性のあるまちづくりの実現・一層の職員の市民感覚の醸成

(5) 協働でめざすまちの姿・まちづくり



やさしさとふれあいにあふれる西東京市に暮らして、まちを楽しみましょう



子どもたちが登下校中、安心して学校に通えるまちにするには？

障害のある人がいきいきと安心して暮らせるまちにするには？

高齢者が住み慣れたまちで最期まで自分らしく暮らしていくためには？

災害に強いまちにするにはどうしたら良いだろう？

多様な生き物が暮らすまちにしたいな。

伝統と文化を伝える場所を作りたい。

花と緑あふれるまちにしたい。



子育てを支え合う仕組みはないか？

スポーツを楽しみながら心身健康になろう！



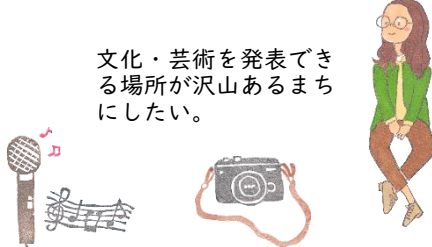
愛犬と遊べる場所はないか？

子どもたちの居場所を増やしたいな。



特技を活かして地域でビジネスにできないか？

文化・芸術を発表できる場所が沢山あるまちにしたい。



人々が集い、にぎわう場所を作りたい。

特技を活かして地域でビジネスにできないか？



まちの魅力をPRしたい！

(6) 協働のパートナー

より豊かなまちづくりに関わる地域の多様な主体が、協働のパートナーとなりえます。

本方針では、主に次の主体を協働のパートナーとして想定しています。

また、これら地域の多様な主体同士が協働で事業に取り組むことも想定しています。

- 市民※
- NPO法人をはじめとする各種非営利団体
- 自治会・町内会等地縁型活動団体
- 小・中学校、高校、大学等教育研究機関
- 農業や商業、医療、福祉に係る団体あるいは企業、事業者等のほか各業界団体

Column

企業との協働について

企業は、営利を追求することが目的であるため、採算を見込むことができない公益サービスを提供することは困難と考えられてきました。しかし、近年は「社会的責任」(CSR:Corporate Social Responsibility)の考えのもと、社会・環境に配慮した社会貢献活動等が行われてきたほか、社会課題の解決とビジネスを両立させようとする「共有価値の創造」(CSV:Creating Shared Value)の考え方が広まってきています。

こうした企業のあり方をふまえ、企業の活動が最終的には利益につながるものだとしても、地域の課題解決のため目的が合致するものであれば協働することができます。

※ 市民参加条例における「市民」の定義

西東京市市民参加条例第2条では、「市民」を次のように定義しています。

「市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。」

(7) 協働の形態

協働には様々な形態があります。

協働で事業を行うにあたって、協働のパートナーの特性及び事業の目的や内容にふさわしい

1. 共催

一般的に協働のパートナー同士が主催者となり事業を実施する形態です。

互いが対等の立場で、企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。また、互いの役割分担や経費負担について明確にする必要があります。

2. 実行委員会・協議会

イベント等、何かやりたい取組があるが、自分だけではできない、むしろみんなでやりたい時、その取組に共感したNPO等市民活動団体や、自治会・町内会等の代表者や市民等によって結成された組織が主催者となり事業を実施する形態です。

地域の多様な主体の専門性やネットワーク、エネルギーが一つの取組に注がれ、単独ではできない、大規模なイベント等も実施できます。また、企画段階から協働することにより、互いの責任分担や経費負担が明確になり、それを決めるための話し合いをすることで、情報の共有化、信頼関係の構築が図られます。ただし、関わる人々が多いため、全員への的確な情報共有や、全員が責任感を持って進めることが必要です。

3. 事業協力

地域の多様な主体と行政が、一定期間継続的な関係のもと、事業を共に実施する形態です。話し合いの機会が増えることで、パートナーとの信頼関係が構築でき、また、双方の特性が発揮されます。一定期間継続的に事業を実施するため、定期的に事業の評価やふりかえりを行うことが必要です。

4. 補助・助成

行政等が地域の多様な主体が行う公益性の高い事業に対し、補助金・助成金を交付し、資金面で協力する形態です。協働のパートナーの自主性・自立性及び市民目線の生かされた事業が実施され、独創性のあるまちづくりに一歩近づくことができます。事業実施時は、定期的に話し合いの場を設け、資金面だけの関係とならないよう、互いに事業の進捗状況や事業の目的を共有することが必要です。

5. 委託

行政等が責任を持って担うべき事業を、協働のパートナーの特性を生かして、より有効なものとするため、協働のパートナーへ事業実施を委任する協働形態です。パートナーの持つ特性が発揮されることで、創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。定期的に話し合いの場を設け、事業の進捗状況や経費の収支状況を共に確認し合い、両者が同じ認識を持ち、事業を市民へ説明できるようにすることが必要です。

適切な協働の形態を選択していきましょう。

6. 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、指定を受けた主体が行う制度です。指定を受けた主体が、事業とは直接関係しない経費についても運営・管理することで、指定を受けた主体の持つ特性が活かされ、複雑・多様な市民ニーズへの対応可能範囲が広がります。運営状況等について、公平性・平等性・安全性に問題がないよう、指定を受けた主体と指定者は密な調整を重ねることが必要です。

7. 後援

行政等が、地域の多様な主体の主催事業に対して、市の名を連ねる形で支援する形態です。一般的には資金や物品、人材の支援はありませんが、事業に対する関心や社会的信頼が高まり、活動への理解が深まることが期待されます。

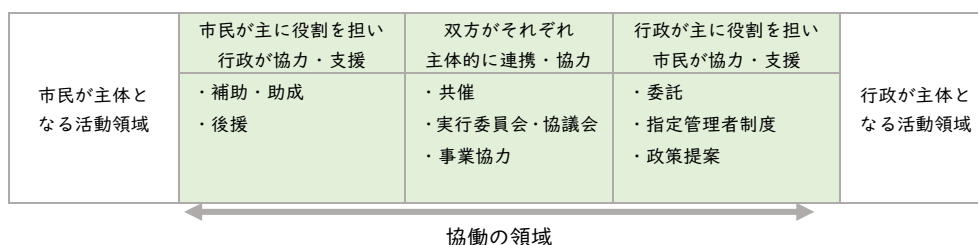
8. 政策提案

市民や地域の多様な主体が、アイデアや意見を市の施策に反映させることを目的に、市の審議会や協議会等に参画する形態です。

この形態をとることによって、市民や地域の多様な主体の独創性ある発想や考え方を施策に取り込むことができます。また、市民も市政へ積極的に参画する意識が生まれるきっかけとなります。

行政は、市民参加の手法を形式的に取るだけにならないよう、他方、市民や地域の多様な主体は、実現困難な提言にならないよう、互いの専門性を尊重し、意見を出し合い、透明性をもって皆で決めていくというステップを踏みながら進める必要があります。

■ 協働の領域と協働の形態の関係イメージ



(8) 協働の原則

協働で行う事業において地域の多様な主体と行政は、次の原則を基本ルールとして取り組むことが大切です。

1. 対等の原則 ～どちらも主役！～

協働のパートナー同士は、共に公共の担い手であり、上下関係はありません。

互いに同じ地域づくりのプレーヤーとしての意識を持ち、対等な協力関係のもと事業に取り組みましょう。

2. 目的共有の原則 ～目指す目的は一緒～

地域の課題を解決し、市民サービスの充実を図り、市民の満足感・幸福感を高めるため、単独で実施するよりも一緒に取り組んだ方が、相乗効果が期待できる事業を実施する際に協働することを認識し、各事業におけるゴールや効果を共有しましょう。

3. 役割・責任分担の原則 ～スマートな関係づくりを～

協働のパートナー同士の長所が生かされるよう、適切な役割・責任分担のもと、協働で事業を実施しましょう。

4. 自主性・自立性の原則 ～互いを尊重しましょう～

協働のパートナー同士の長所を生かせるよう、互いの自主性を尊重し合い、協働のパートナー同士が自立して活動できるよう取組を進めましょう。

5. 評価・ふりかえりの原則 ～次のステップに向かって～

協働で事業を実施した後は、“ふりかえりの場”を設け、互いの成果、課題を確認、共有すると共に、次のステップについて考えていきましょう。

6. 情報共有と透明性の原則 ～みんなに見える関係に～

協働で行う事業の企画からふりかえりまで、適時、互いが持つ課題や情報を共有し合うことで透明性を高め、協働のパートナー同士が市民への説明責任を果たし、協働で行う事業に対する市民の信頼を深めていきましょう。